

岡山県国民健康保険運営方針（案）の概要

【第 1 章】基本的事項

○ 策定の趣旨・根拠規定

国民健康保険法第 82 条の 2 に基づき、県と市町村が一体となり、財政運営、資格管理、保険給付、保険料（税）率の決定、保険料（税）の賦課・徴収、保健事業その他、保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、市町村が事務の共同化や効率化を積極的に推進できるよう、岡山県の統一的な国民健康保険の運営方針を定める。

○ 対象期間

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とし、適宜必要な見直しを行う。

【第 2 章】国民健康保険の財政運営の考え方

○ 医療費の動向と将来見通し

- ・ 保険者及び被保険者の状況（保険者規模、被保険者年齢構成・職業別世帯数等）
- ・ 医療費の状況（市町村別 1 人当たり医療費及び診療種別地域差指数等）
- ・ 人口推計と 1 人当たり医療費実績等をもとに、医療費の見通しを算出

○ 財政収支の改善と均衡

- ・ 財政状況（決算状況、決算補填等目的の法定外繰入の状況等）
- ・ 原則として必要な支出を保険料や公費（国庫支出金等）等により賄うことにより、特別会計において収支を均衡させることが必要
- ・ 決算補填等目的の法定外繰入については、被保険者負担への影響等を考慮し、複数年度での計画的・段階的な削減・解消に向けた目標を設定

【第 3 章】納付金及び標準保険料（税）の算定方法

○ 保険料（税）水準の統一

市町村間の医療費水準や保険料水準に差異があることなどから、直ちには、保険料（税）水準を統一していく状況ではない。将来的な保険料（税）の在り方については、医療費適正化の取組を進めることとし、中長期的な統一に向けた検討を行う。

○ 納付金及び市町村標準保険料率の算定方式

- ・ 納付金の算定方式（医療分・後期分・介護分：3 方式）
- ・ 医療費水準の反映（市町村ごとの医療費水準を反映）
- ・ 高額医療費の共同負担（市町村リスク軽減のため県単位で共同負担を実施）
- ・ 標準保険料率の算定方式（納付金の算定方式に準じる）
- ・ 激変緩和措置（県繰入金・特例基金を活用し、自然増等（平均伸率）超過分を措置）
- ・ 標準的な収納率（市町村ごとの直近 3 年間の平均収納率）

【第4章】保険料（税）徴収の適正な実施

- 収納率の推移及び収納対策の実施状況
- 収納率目標の設定
長期的には全国上位 10%の水準、短期的には保険者努力支援制度の評価指標である全国上位 30%の水準を目標に設定
- 収納率目標達成に向けた取組
口座振替促進等広報事業、収納担当職員研修、収納率向上アドバイザー活用 など

【第5章】保険給付の適正な実施

- 診療報酬明細書（レセプト）点検、第三者行為求償事務、患者調査等の実施状況
- 県による保険給付の点検、事後調整の実施
- 療養費の支給の適正化に向けた取組
- レセプト点検の充実強化に向けた取組
- 高額療養費の多数回該当の取扱い

【第6章】医療費適正化の取組

- 特定健診・特定保健指導の実施状況、後発医薬品の使用状況、重複頻回受診等への訪問指導の実施状況
- 医療費適正化に向けた取組
特定健診受診率・特定保健指導実施率向上、生活習慣病対策、後発医薬品使用促進、データヘルス計画策定、被用者保険・保険者協議会との連携 など

【第7章】事務の広域的及び効率的な運営の推進

- 事務の共同化
- 市町村事務処理標準システムの導入促進 等

【第8章】保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- 保健医療サービス・福祉サービス等との連携
〔県〕市町村における保健事業と地域包括ケアシステム構築を支援する取組を実施
〔市町村〕被保険者の健康づくりと地域包括ケアシステム構築の取組を実施

【第9章】国民健康保険運営における必要な措置

- 県・市町村・国民健康保険団体連合会で構成する連携会議を設置
- 国民健康保険団体連合会と連携した保険者機能の円滑な実施